

令和元年第8回 湧別町農業員会総会議事録	
1. 会 期	令和元年8月28日(水) <div style="float: right; text-align: right;"> 13時30分 開会  14時10分 閉会 </div>
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
3. 議 件	
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について
日 程 第 2	会期の決定について
日 程 第 3	諸般の報告について
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願について
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について
日 程 第 6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日 程 第 7	議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画案の決定について

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 佐藤 弘朗	2 久保 直之	3 松田 和浩	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 関口 哲治	7 友澤 勇司	
9 松橋 聡		11 山口 一行	12 中原 修
13 安藤 弘司		15 松浦 敬貴	
	18 小崎 勝敏		
	22 鈴木 幹雄	23 長屋 教幸	24 島田 宗央
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
8 児嶋 和美	10 藤井 浩行	14 秋葉 宏之	
16 本間 保利	17 如澤 寿生	19 栗田 淳	
20 渡辺 健一	21 越智 淳一		
6. 事務局			
事務局長	池田 孔紀	主 幹	宮本 則幸

議 長	<p>定刻になりましたので、只今から令和元年第8回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、17名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の議事録署名委員については、3番 松田委員、4番 姉崎委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
事務局	<p>令和元年7月22日に開催されました令和元年第7回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>8月20日(火)、上湧別コミュニティセンター2階中会議室で、計呂地地区の農地の売買についての協議を行い、これに吉村会長、島田代行、如澤委員が出席しております。</p> <p>本日、令和元年第8回湧別町農業委員会総会を開催致しております。 以上、活動状況の報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において7件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1。証明願出人、所有者ともに芭露、●●●●さんです。</p>

事務局

土地の所在ですが、上芭露●●番●で、地目は公簿が牧場で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は4, 138㎡で、利用状況は山林であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は児嶋委員、長屋委員、越智委員でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

続きまして、議案書の4ページをご覧ください。その2。証明願出人、所有者ともに上芭露、●●●●さんです。

土地の所在ですが、西芭露●●番●で、地目は公簿が牧場で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は141㎡で、利用状況は原野であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は児嶋委員、長屋委員、越智委員でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして、議案書の5ページをご覧ください。その3。証明願出人、所有者ともに志撫子、●●●●さんです。

土地の所在ですが、志撫子●●番●外計2筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は3, 709㎡で、利用状況は雑種地及び原野であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は如澤委員、栗田委員、越智委員でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして、議案書の6ページをご覧ください。その4。証明願出人、所有者ともに計呂地、●●●●さんです。

土地の所在ですが、志撫子●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は4, 186㎡で、利用状況は山林であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は如澤委員、栗田委員、越智委員でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。その5。証明願出人、所有者ともに芭露、●●●●さんです。

土地の所在ですが、計呂地●●番●外計2筆で、地目は公簿が畑及び牧場で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は14, 014㎡で、利用状況は山林であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は如澤委員、栗田委員、越智委員でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。その6。証明願出人、所有者ともに計呂地、●●●●さんです。

<p>事務局</p>	<p>土地の所在ですが、計呂地●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は142㎡で、利用状況は原野であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は如澤委員、栗田委員、越智委員でございます。 (別冊資料6ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書の9ページをご覧ください。その7。証明願出人、所有者ともに南兵村三区、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、上湧別屯田市街地●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は533㎡で、利用状況は雑種地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は小崎委員、渡辺委員、藤井委員でございます。 (別冊資料7ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。 おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の10ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。</p> <p>別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において20件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、利用権の設定をした者、鷹栖町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、計呂地、●●●●さんです。利用権設定に係る土</p>

事務局

地の所在は計呂地●●番●外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は17,697㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年12月20日から令和4年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年8月8日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は19,000㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年1月27日から令和2年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年7月23日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は21,836㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成27年10月28日から令和2年8月27日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年8月9日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は4,000㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成22年2月25日から令和元年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年7月23日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は5,979㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関

事務局

係は賃貸借、利用権の期限は平成22年2月25日から令和元年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年7月23日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をした者、屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は1,843㎡、利用権設定等の種類は賃貸権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成22年2月25日から令和元年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年7月23日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計7筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は35,193㎡、利用権設定等の種類は賃貸権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成24年2月28日から令和4年12月31日までの11年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年7月23日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号8番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は1,202㎡、利用権設定等の種類は賃貸権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成24年2月28日から令和4年12月31日までの11年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年7月23日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして議案書の12ページをご覧ください。以下は合理化事業の合意解約となります。番号9番、利用権の設定をした者、計呂地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、計呂地、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は計呂地●●番●外計41筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は284,939㎡、利用権設定等の種類は賃貸権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成31年

事務局

4月25日から令和11年4月24日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年8月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料17・18・19ページにより位置説明)

続きまして議案書の13ページをご覧ください。番号10番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計5筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は25,809㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成22年5月31日から令和元年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年8月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

番号11番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●の内外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は22,930.40㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成27年3月31日から令和6年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年8月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

番号12番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●の内外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は16,679.60㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年10月26日から令和4年12月31日までの4年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年8月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

番号13番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は5,953㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成31年1月25日から令和10年12月31日までの10年間として利用集積計画の決

事務局

定を受けていましたが、借借人の都合により令和元年8月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

番号14番、利用権の設定をした者、旭川市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は5,114㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年1月30日から令和4年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により令和元年8月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

番号15番、利用権の設定をした者、南兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村二区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村二区●●番●外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は31,479㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成31年4月25日から令和11年4月24日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により令和元年8月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料22ページにより位置説明)

続きまして議案書の14ページをご覧ください。番号16番、利用権の設定をした者、開盛、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、開盛、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は開盛●●番●外計8筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は32,864㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年1月30日から令和9年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により令和元年8月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料23・24ページにより位置説明)

番号17番、利用権の設定をした者、開盛、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、開盛、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は開盛●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は21,500㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成22年3月30日から令和元年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により令和元年8月20日に合意解約に達したものでございます。

事務局

(別冊資料 2 3 ページにより位置説明)

番号 1 8 番、利用権の設定をした者、開盛、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、開盛、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は開盛●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は 1 3, 6 5 3 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成 2 8 年 3 月 3 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年 8 月 2 0 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 2 3 ページにより位置説明)

番号 1 9 番、利用権の設定をした者、富美、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は富美●●番●外計 6 筆で、地目は公簿、現況共に畑、面積は 1 8, 8 8 4 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成 2 2 年 7 月 2 7 日から令和元年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年 8 月 2 0 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 2 5 ページにより位置説明)

番号 2 0 番、利用権の設定をした者、開盛、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は富美●●番●外計 3 筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は 8, 3 5 9 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成 2 2 年 7 月 2 7 日から令和元年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和元年 8 月 2 0 日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料 2 5 ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議 長

先に 1 1 ページ 2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番について質疑を行います。

農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。

(●●委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。

委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから11ページ2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番の採決を行います。おはかりします。本案件は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。
	(●●委員着席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。
	次に13ページ15番について質疑を行います。
	農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。
	(●●委員退席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから13ページ15番の採決を行います。おはかりします。本案件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。したがって、本案件は原案のとおり可決しました。●●番●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。
	(●●委員着席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第2号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第2号の残りの議案の採決を行

議 長	います。おはかりします。本案件は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第 2 号の残りの案件は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 6、議案第 3 号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の 15 ページをご覧下さい。議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が 17 件、貸借権が 7 件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の 16 ページをご覧下さい。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号 1 番、所有権の移転をする者は、北見市、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。</p> <p>所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●で面積は 2,992㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。</p> <p>所有権移転の時期でございますが、令和元年 8 月 28 日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年 11 月 30 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、388,000 円でございます。</p> <p>(別冊資料 11 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、番号 2 番、所有権の移転をする者は、東、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。</p> <p>所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●外計 2 筆で合計面積は 33,350㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。</p> <p>所有権移転の時期でございますが、令和元年 8 月 28 日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年 11 月 30 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,397,000 円でございます。</p> <p>(別冊資料 12 ページにより位置説明)</p>

事務局

続きまして、番号3番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、志撫子●●番●外計6筆で合計面積は76,493㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,543,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして、番号4番、所有権の移転をする者は、鷹栖町、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計4筆で合計面積は17,697㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年9月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、442,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

以下は合理化事業の案件となります。番号5番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計6筆で合計面積は56,160㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年10月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7,925,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして、番号6番、所有権の移転をする者は、苫小牧市、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は36,213㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

事務局

所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年10月14日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,069,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして、議案書の17ページをご覧ください。番号8番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計9筆で合計面積は107,093㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年10月14日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、11,780,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

続きまして、9番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計41筆で合計面積は284,939㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年10月14日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、10,413,000円でございます。

(別冊資料17・18・19ページにより位置説明)

続きまして議案書の18ページをご覧ください。番号10番、所有権の移転をする者は、南兵村三区、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計13筆で合計面積は65,541㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年10月14日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、10,530,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

事務局

続きまして、番号11番、所有権の移転をする者は、南兵村三区、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は5,953㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年10月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,071,000円でございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

続きまして、番号12番、所有権の移転をする者は、旭川市、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計4筆で合計面積は5,114㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年10月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、920,000円でございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

続きまして、議案書の19ページをご覧ください。番号13番、所有権の移転をする者は、南兵村二区、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●外計6筆で合計面積は31,479㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年10月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7,240,000円でございます。

(別冊資料22ページにより位置説明)

続きまして、番号14番、所有権の移転をする者は、南兵村二区、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●外計3筆で合計面積は58,634㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成

事務局

立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年10月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、13,192,000円でございます。

(別冊資料22ページにより位置説明)

続きまして、番号15番、所有権の移転をする者は、開盛、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、開盛●●番●外計12筆で合計面積は72,107㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年10月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、9,992,000円でございます。

(別冊資料23・24ページにより位置説明)

続きまして、番号16番、所有権の移転をする者は、東、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、開盛●●番●外計3筆で合計面積は3,400㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年10月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、510,000円でございます。

(別冊資料24ページにより位置説明)

続きまして、番号17番、所有権の移転をする者は、富美、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、富美●●番●外計6筆で合計面積は18,884㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年10月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,812,000円でございます。

(別冊資料25ページにより位置説明)

事務局

続きまして、番号18番、所有権の移転をする者は、開盛、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、富美●●●番●外計3筆で合計面積は8,359㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年8月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年10月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、835,000円でございます。

(別冊資料25ページにより位置説明)

続きまして議案書の20ページをご覧ください。賃借権でございます。

番号1番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●●番●の内で面積は19,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年8月28日から令和2年12月31日までの2年間となっており、賃貸価格は133,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●●番●外計3筆で合計面積は21,836㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年8月28日から令和2年8月27日までの2年間となっており、賃貸価格は96,060円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●●番●の内で面積は4,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年8月28日から令和元年12月31日までの1年間となっており、賃貸価格は28,000円でございます。

事務局

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は5,979㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年8月28日から令和元年12月31日までの1年間となっております、賃貸価格は41,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をする者は、屯田市街地、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は1,843㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年8月28日から令和元年12月31日までの1年間となっております、賃貸価格は13,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計7筆で合計面積は35,193㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年8月28日から令和4年12月31日までの4年間となっております、賃貸価格は246,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は1,202㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年8月28日から令和4年12月31日までの4年間となっております、賃貸価格は8,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

事務局	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>先に20ページ1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番について質疑を行います。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから20ページ1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番の採決を行います。おはかりします。本案件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案件は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に16ページ1番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから16ページ1番の採決を行います。おはかりします。本案件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案件は原案のとおり可決されました。</p>

議 長	<p>●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第3号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	(なしとの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第3号の残りの案件は、原案のとおり可決されました。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第4号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の21ページをご覧ください。 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画案の決定について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、公益財団法人 北海道農業公社から別紙の農用地利用配分計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。なお、当該配分計画案について異存無き場合は、同法同条第3項の規定により、その旨農業委員会の意見として公益財団法人 北海道農業公社に提出するものであります。本総会において4件提出されております。</p>
事務局	<p>内容の説明をしますので、議案書の22ページをご覧ください。 番号1番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者、緑町、●●●●さんでございます。 利用権設定に係る土地の所在ですが、川西●●番●外計5筆で合計面積は25,308㎡でございます。 利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用期間は令和11年12月31日までの10年間で、賃貸価格につきましては、101,000円でございます。 (別冊資料26ページにより位置説明)</p>

事務局	<p>続きまして、2番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者、川西、●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在ですが、川西●●番●外計3筆で合計面積は48,994㎡でございます。</p> <p>利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用期間は令和11年12月31日までの10年間で、賃貸価格につきましては、195,000円でございます。</p> <p>(別冊資料27ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、3番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者、川西、●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在ですが、川西●●番●外計2筆で合計面積は54,958㎡でございます。</p> <p>利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用期間は令和11年12月31日までの10年間で、賃貸価格につきましては、219,000円でございます。</p> <p>(別冊資料26ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、4番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者、川西、●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在ですが、川西●●番●外計2筆で合計面積は7,700㎡でございます。</p> <p>利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用期間は令和11年12月31日までの10年間で、賃貸価格につきましては、34,000円でございます。</p> <p>(別冊資料28ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議 長

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。  
これで、令和元年第8回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 14時10分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員